

抜粹

3 教総総第 279 号
令和 3 年 4 月 23 日

各都立学校長 殿

東京都教育委員会 教育長
(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)
藤田 裕司
(公印省略)

緊急事態宣言下における都立学校の対応について (依頼)

(略)

都立学校においては、新型コロナウイルス感染症の変異株による割合が急速に増加していることを踏まえ、これまで以上の危機感を持って、感染症対策を一層徹底してください。今般の緊急事態宣言下においては、下記のとおり、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続することとしますが、児童・生徒等への学校内外における感染症対策の指導とともに、保護者の皆様への周知をお願いします。教職員等においても感染症対策の更なる徹底を図るとともに、都民からの信頼を損なう行動を厳に慎むよう、改めて注意喚起をお願いします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかな対応をお願いします。

記

1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

感染状況に応じて、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分を変更するなどの対応をしていく。

2 オンラインの活用・分散登校・時差通学

緊急事態宣言が解除される日まで、公共交通機関が混雑する時間帯をより一層避けられるよう時差通学を徹底するとともに、人流を抑制するため**分散登校を実施する**。特に4月29日から5月9日までの間においては、人流を徹底的に抑制するため、オンラインを活用した教育活動を全面的に実施する。

(1) 高等学校・中等教育学校・附属中学校

○始業・終業時刻の設定を工夫する。

○一度に集める生徒数は全生徒数の2/3以下とする。

○4月29日から5月9日までの間については、生徒は学校に登校せず、授業日においてはオンラインを活用した教育活動を実施する。なお、各学校において、クラウド学習支援サービスの活用など、様々なオンライン学習を実施する中で、全ての学校において、全ての生徒が、原則として、1日1回以上、同時双方向型のオンラインによるSHRや教科等の授業などの活動に取り組めるよう工夫する。

○定時制・通信制課程と島しょの学校については、学校規模に応じて判断する。

(2) 特別支援学校

(略)

3 児童・生徒等に対する指導

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット (マスクの着用)

- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時の健康チェック
（登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認）
- 教室等における密集の回避（児童・生徒等同士の間隔を1m以上確保）
- 30分に1回以上換気
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- 授業終了後は速やかに帰宅する。**

(2) 学習活動について

- 感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。
（例）

- ・グループや少人数等での話し合い活動
- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・家庭科における調理実習
- ・体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）
- ・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習

(3) 部活動について

- 全ての部活動を中止とする。**ただし、各学校長の責任の下、大会等への出場は可とし、大会等参加に伴う練習及び都県をまたがない練習試合や合同練習等は認めるが、4月29日から5月9日までの間については、人流を徹底的に抑制するため、出場する大会等の初日を起算日として14日前からのみ、練習及び都県をまたがない練習試合や合同練習等を認める。なお、活動に当たっては、**必要最低限の活動日数・時間及び参加人数**にする等の感染症対策を徹底する。
- 大会等に参加する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を发出した上で、**生徒・保護者の同意書**を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行い、令和3年3月5日付2教総総第2566号添付の別紙1「部活動大会等出場一覧及び感染対策確認票」及び別紙2「部活動大会等参加同意書兼健康観察票」を作成・管理する。なお、宿泊を伴う大会等に参加する場合については、別紙1を所管の学校経営支援センターに提出する。センターは内容を確認の上、指導部指導企画課に提出する。
- 大会等参加中は、保護者等との連絡が直ちに行えるよう、**緊急連絡先**を把握しておくとともに、大会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。
- 合宿は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、GoToトラベルが再開するまでの間、行わない。再開に当たっては、感染状況やGoToトラベルの動向等も踏まえ、別途通知する。
- 吹奏楽部や合唱部等の定期演奏会等の集客を伴うイベントは、別途通知するまで実施しない。
- 部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。
 - ・感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は実施しない。
 - ・プレー中以外はマスクを着用する、マスクを外す場面で会話はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。
 - ・部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。

(4) 学校行事について

- 児童・生徒等が学年（学部）を超えて一堂に集まって行う行事、校外での活動は延期又は中止する。中止する場合は、感染症対策を講じた代替の活動を検討する。
- 修学旅行等の宿泊を伴う行事は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、GoToトラベルが再開するまでの間、延期又は中止する。再開に当たっては、感染状況やGoToトラベルの動向等も踏まえ、別途通知する。

(5) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(6) 放課後における感染症予防策及び生活指導の徹底

- 放課後は速やかに帰宅する。**生徒のみの会食やカラオケはしない。
- 不要不急の外出は避ける。**(自宅学習後に外出しない。)**
- 旅行はしない。
- 不要なアルバイトは控える。

4 家庭における感染症対策の依頼（家庭に持ち込まない行動を強くお願いする）

(1) 家庭における感染症予防策の徹底

- 不要不急の外出自粛。都県境を越える外出はしない。**旅行や帰省はしない。**
- 昼夜、屋内外を問わず、**家族以外の方との会食自粛**
- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養 ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）
- 十分な換気
- 手が触れる場所などの消毒

（略）